行田都市計画用途地域の変更 (埼玉県決定)

都市計画用途地域を次のように変更する。

							市町村名	ŕ	田市
種 類	Ī	面積	建築物の容積率	建築物の建ペい率	外壁の後 退距離の 限度	建築物の敷 地面積の最 低限度	建築物の 高さの限 度	その 備)他及び 考
第一種低層住居	約	18. 4 ha	8/10以下	5/10以下	_	_	10m	約	1. 6%
専用地域									
小 計	約	18. 4 ha						約	1. 6%
第一種中高層	約	151. 8 ha	20/10以下	6/10以下	_	-	_	約	13. 1%
住居専用地域									
小 計	約	151. 8 ha						約	13. 1%
第一種住居地域	約	521. 9 ha	20/10以下	6/10以下	_	_	_	約	45. 0%
小 計	約	521. 9 ha						約	45. 0%
第二種住居地域	約	47. 0 ha	20/10以下	6/10以下	_	_	_	約	4. 1%
小 計	約	47. 0 ha						約	4. 1%
近隣商業地域	約	23. 0 ha	20/10以下	8/10以下	_	_	_	約	2. 0%
小 計	約	23. 0 ha						約	2. 0%
商業地域	約	52. 0 ha	40/10以下	(8/10以下)*	_	_	_	約	4. 5%
小 計	約	52. 0 ha						約	4. 5%
準工業地域	約	194. 0 ha	20/10以下	6/10以下	_	_	_	約	16. 7%
小 計	約	194. 0 ha						約	16. 7%
工業地域	約	11. 3 ha	20/10以下	5/10以下	_	_	_	約	1. 0%
	約	14. 0 ha	20/10以下	6/10以下	_	_	_	約	1. 2%
小 計	約	25. 3 ha						約	2. 2%
工業専用地域	約	56. 6 ha	20/10以下	5/10以下		_		約	4. 8%
	約	69. 0 ha	20/10以下	6/10以下	_	_	_	約	6. 0%
小 計	約	125. 6 ha						約	10. 8%
슴 計	約	1, 159. 0 ha							100. 0%

「種類、位置及び区域は、総括図表示のとおり」

^{*:}建築基準法の規定による。

理由 用途地域を存置したまま市街化調整区域に編入された『旧暫定逆線引き区域』の地区において、計画的な基盤整備の 見込みがないことが明確となり、用途地域を存置する必要性がなくなったため、用途地域を廃止する。 また、上記の一部区域に接する区域において現在の居住環境を保全し、土地利用の混在を防止するため用途地域を変 更する。